

5 月下旬号
2014 年

国際情報广场信息报

◇発行：東大阪市国際情報广场（毎月発行 2 次）〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階 文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

5 月 24 日(周六) 9:00~12:00 市政府开设部分业务窗口

5月24日(土) 9:00~12:00 窓口業務を一部開設します

支付在日外国人高龄者补助费

ざいにちがいこくじん こうれいしやきゆうふきん しきゆう
在日外国人に高齢者給付金を支給

◇対象:

1926 年 4 月 1 日之前出生、1982 年 1 月 1 日之前持有外国人登录、2012 年 7 月 9 日以后继续在本市有住民登录的人。1982 年 1 月 1 日以后获得日本国籍并在本市有住民登录的人。

因具体条件也有可能不能领取。详细内容请咨询。

◇支付額：每月 1 万日元（每年在 4 月和 10 月支付）

※已经领取者将会收到现状调查表，请在 6 月底之前递交。

◇対象

大正 15 年(1926 年)4 月 1 日以前に生まれ、昭和 57 年(1982 年)1 月 1 日以前に外国人登録し、平成 24 年(2012 年)7 月 9 日以降引き続き住民登録している方。昭和 57 年(1982 年)1 月 1 日以降に日本国籍を取得し、現在本市で住民登録している方。条件によっては支給されない場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

◇支給額 月 1 万円 (4 月と 10 月に支給)

※すでに給付している方には、現況届を送付しますので、6 月中に提出してください。

询问处：福祉事務所高齢福祉系 (东)TEL 072-988-6617 / FAX 072-988-6620
(中)TEL 072-960-9275 / FAX 072-964-7110
(西)TEL 06-6784-7981 / FAX 06-6784-7677

問い合わせ先：(東・中・西)福祉事務所高齢福祉係

请尽快缴纳国民健康保险・后期老年医疗保险费

こくみんけんこうほけん こうきこうれいしやいりょうほけん のうぶん しきゆうのうぶ
国民健康保険・後期高齢者医療保険の未納分は至急納付

2013 年度的健康保险费忘交者，或是迟交者，请尽快去医疗保险室保险费课以及行政服务中心缴纳。保险费如果滞纳不交，将会受到财产调查及财产扣押，请务必缴纳保险费。

【定点缴纳相谈】

場所	時間
梦广场(布施站前)	5 月 23 日(周五)10:00~16:00

【休息日缴纳相谈】

場所	時間
市政府大楼 2 楼 医疗保险室保险费课	5 月 24 日(周六) 9:00~12:00

平成 25 年度分の保険料を納め忘れていたり、または遅れている方は、すぐに医療保険室保険料課または行政サービスセンターでお納めしてください。保険料を滞納すると、財産の調査や差し押さえなどが行われることとなりますので、必ず納めましょう。

【出張納付相谈】

ところ	にちじ 日時
ゆめひろば ふせえきまえ 夢广场(布施駅前)	5 月 23 日(金) 午前 10 時~午後 4 時

【休日納付相谈】

ところ	にちじ 日時
しやくしょほんちようしゃ かい 市役所本庁舎 2 階 いりょうほけんしつほけんりょうか 医療保険室保険料課	5 月 24 日(土) 午前 9 時~午前 12 時

询问处：医疗保险室保险费课
TEL 06-4309-3168 / FAX 06-4309-3807

問い合わせ先：医療保険室保険料課



<h2>日本脑炎的预防接种</h2>	<p>にほんのうえんよぼうせつしゅ 日本脳炎予防接種</p>
<p>2005 年到 2009 年之间，因接受了暂时不要接种日本脑炎的建议，而没有打预防针的人，在满 20 岁之前的期间内，可免费定期接种剩余的次数。</p> <p>接种对象为 1995 年 4 月 2 日～2007 年 4 月 1 日之间出生，还没有结束 1 期・2 期的预防接种的人。</p> <p>详细内容请咨询。</p>	<p>へいせい ねんど へいせい ねんど かんしょう さしひか 平成17年度から平成21年度にかけての 勸 奨 の 差 控 え に よ っ て にほんのうえん よぼうせつしゅ う かた さい 日本脳炎の予防接種を受けていない方は、20歳になるまでの あいだ のこ かいすう ていきせつしゅ むりょう う 間、残りの回数を定期接種として無料で受けられます。</p> <p>たいしょう へいせい ねん がつ にち へいせい ねん がつ にちう き 対象は、平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで、1期・2期 せつしゅ お かた の接種が終わっていない方です。</p> <p>くわ ないよう といあわ 詳しい内容は問合せください。</p>
<p>询问处:各保健中心 健康推进课 TEL 072-960-3802 / FAX 072-960-3809</p>	<p>といあわせさき かくほけん けんこう か 問 合 先 : 各 保 健 セ ン タ ー 健 康 づ くり 課</p>

大阪生活指南

VI-1 怀孕、生产

3. 怀孕时的援助

怀孕期间，必须定期到医院作检查。另外，有些市町村还实行以孕妇为对象的免费健康检查和营养补助事业(提供牛奶)，请去市区町村或市町村的保健中心。

4. 生产

(1) 出生报告

小孩出生后由医生或助产士写《出生证明书》。即使父母双方均为外国人，若小孩在日本出生，出生后 1 4 天内应向市区町村役所提交出生报告。如果小孩持有外国国籍，要在市区町村役所办理《出生报告受理证明书》，然后去小孩所持国籍的国家驻日大使馆或领事馆登记。

(2) 不持有日本国籍的孩子

父母双方都是外国人、小孩没有日本国籍的情况下，必须在30天以内去入国管理管理局申请在留资格。

<摘自公益财团法人大阪府国际交流财团 OFIX 网页「大阪生活指南」>
<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

VI-1 妊娠・出産

3. 妊娠中などの援助

妊娠中には一定の期間ごとに通院する必要があります。また市町村によっては妊婦を対象とした無料の健康診断や栄養補給事業(牛乳の支給)を行っているところもありますので、市区町村か市町村保健センターに問い合わせ下さい。

4. 出産

(1) 出生届

子どもが生まれたら、「出生証明書」を医師や助産師に作成してもらいます。父母ともに外国人であっても子どもが日本で生まれた場合は、出生後14日以内に「出生届」を市区町村役場に届けなければいけません。子どもが外国籍を持つ場合は、市区町村役場で「出生届受理証明書」を交付してもらい、子どもの国籍のある国の在日大使館または領事館に届け出てください。

(2) 日本国籍を持たない子どもの場合

両親ともに外国人で、子どもが日本国籍を持たない場合は、入国管理局で「在留資格の取得」の申請を30日以内に行わなければいけません。

<公益財団法人大阪府国際交流財団 OFIX HP「大阪生活必携」より>
<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

<p>东大阪市国際情報广场</p>	<p>提供行政信息、咨询指南等。严守秘密。免费咨询。 日本語、英語、韓国・朝鮮語、中文</p>	<p>Tel 06-4309-3311 Fax 06-4309-3823</p>
<p>大阪府外国人情报处</p>	<p>英語、韓国・朝鮮語、中文、西班牙语、葡萄牙语、菲律宾语、越南语、泰语</p>	<p>Tel 06-6941-2297</p>

